

A5版 497頁 2850円+税

#### 上野千鶴子 著

(太田書店 2011年8月15日刊)

# 『ケアの社会学

一当事者主権の福祉社会へ

賀 戸 一 郎

#### T

#### <上野千鶴子氏の略歴>

上野千鶴子氏は 1948 年、富山県生まれ。2011 年 3 月末日をもって東京大学を退官。現在社会学者、東京大学名誉教授、NPO 法人 WAN(ウーマンズ・アクション・ネットワーク)理事長。2011 年度朝日賞授賞。専攻は、家族社会学、ジェンダー論、女性学。

代表的な著作(単著)に『家父長制と資本制 - マルクス主義フェミニズムの地平』『不惑のフェミニズム』(以上、岩波現代文庫)、『近代家族の成立と終焉』『差異の政治学』『生き延びるための思想』(以上、岩波書店)、『ナショナリズムとジェンダー』(青土社)、『おひとりさまの老後』『男おひとりさま道』(以上法研)、『ひとりの午後に』(日本放送出版協会)、『女ぎらい』(紀伊国屋書店)など多数。

П

<上野氏にとっての本書の位置づけと本書誕生の経緯・背景>

上野氏自身、本書を『家父長制と資本制-マルクス主義フェミニズムの地平』 の続編と位置づけており、理論と実証の両輪を備えた調査研究の成果である。 本文のページ数だけで、476ページもある大書である。上野氏自身も本書の「あ とがき」のなかで、本書のような著作は、研究者としての長い人生のなかでも 指折り数える程度しか生まれない性格のものであろう。通常の書物の三分冊分 (三冊分) はゆうに超える、と述べている。

フェミニズム社会学者として著名な上野氏が、社会福祉業界(福祉や介護の世界)に全くの新参者として足を踏み入れたのは約10年前である。その経緯は、たまたま書いた『おひとりさまの老後』という著書がベストセラーとなった。老後と介護を主題にした理由については、公式には「私自身が加齢したからです」と答えているが、実際に上野氏を社会福祉の世界に引き込んだのは生活協同組合の女性たちであった。直接のきっかけは、1994年に、福岡市に本部のある(拠点を置いている)グリンコープ連合がワーカーズ・コレクテイブの創業期支援のために福祉連帯基金を立ち上げようとしていて、その基金のためにすべての組合員が毎月100円の無償の供与をすることについての合意形成を末端の討議から積み上げて機関決定に至る最終段階で、組合員の女性たちから頼まれて、最後の一押しのために講演会をおこなった。会場は大変な熱気であった。講師を頼まれたとき、上野氏は彼女たちの意図するところがすぐに理解できたという。この点については本書の本文第12章とあとがきを中心に時系列にそって活動のまとめを詳細に記述している。

このような活動に取り組む前史として、上野氏にはもともと不払い労働論と 女縁研究をやってきたという背景があった。女のケアワーク(介護)が "不払い労働" から "支払い労働" になる時代がついにきたと、著者は感じとっていた。そのときに、上野氏にはこれまでやってきたことのすべてが、さまざまな 支流から大きな流れに合流するという感じがあったようである。それ故に、上野氏は最初は介護にも福祉にも関心があったわけではなかった。不払い労働論、女のタダ働きと言うことがいちばん原点にあった。上野氏にとってはそれが 『ケアの社会学』執筆の基調低音となっているようである。

#### $\mathbf{III}$

#### <本書の構成と内容の概説 - 目次の整理を通して - >

本書がなるにあたって、2005 年から 2009 年にかけて足かけ 4 年にわたる計 15 回の連載: 「ケアの社会学」を同じ出版社が発行している『季刊 at』と『季刊 at プラス』誌上に掲載されてきた。それを 2011 年 8 月に単行本として出版したものである。

連載の章立ておよびタイトルと掲載誌名・号数・発行・発売元・発行年月日 については、以下の通りである。

#### 序章 ケアとは何か

季刊 at 1号

発行年月日:2005.9.28

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第1章 ケアに根拠はあるか

季刊 at 2号

発行年月日:2005.12.19

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第2章 家族介護は「自然」か?

季刊 at 3号

発行年月日:2006.3.29

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第3章 介護費用負担の最適混合に向けて

季刊 at 4 号

発行年月日:2006.6.28

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第4章 ケアとはどんな労働か?

季刊 at 5号

発行年月日:2006.9.27

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

### 第5章 ケアされるとはどんな経験か?

季刊 at 6号

発行年月日:2006.12.18

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第6章 市民事業体と参加型福祉

季刊 at 7号

発行年月日:2007.4.02

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第7章 生協福祉の展開(1)

季刊 at 8号

発行年月日:2007.6.28

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第8章 生協福祉の展開 (2)

季刊 at 9号

発行年月日:2007.9.28

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第9章 協セクターにおける先進ケアの実践

季刊 at 10号

発行年月日:2007.12.19

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第10章 施設ケアから個別ケアへ

季刊 at 11 号

発行年月日:2008.4.01

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第11章 官セクターの成功と挫折:秋田県鷹巣の場合

季刊 at 13号

発行年月日:2008.9.27

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第12章 ふたたびケア労働をめぐって―グローバリゼーションとケア

季刊 at 14号

発行年月日:2008,12,20

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第13章 当事者とは誰か?

季刊 at 15号

発行年月日:2009.4.02

発行:オルター・トレード・ジャパン at 編集室 発売:太田出版

#### 第14(終)章 次世代福祉社会の構想

at プラス 01

発行年月日:2009.8.04

発行:太田出版

以下の2誌は連載掲載を終えての特集号と『ケアの社会学』刊行に寄せての 特集号である。

#### ●上野千鶴子+副田義也『ケアの社会学』をめぐって

at プラス 07

発行年月日:2011.2.09

発行:太田出版

## ●〈特別寄稿〉ケア――共助の思想と実践『ケアの社会学』刊行に寄せて

at プラス 08

発行年月日:2011.5.10

発行:太田出版

以上の季刊誌連載記事の構成とタイトルおよびサブタイトルは、『ケアの社会学-当事者主権の福祉社会へ』と題して発行するに当たっては、以下のような構成とタイトル(目次)となっている。

「ケアの社会学-当事者主権の福祉社会へ」の目次 初版への序文

#### 第 I 部 ケアの主題化

#### 第1章 ケアとは何か

1 なぜケアを語るのか/2 ケアとは何か/3 ケアの定義/4 ケアワーク とは何か/5 ケアの概念化

#### 第2章 ケアとは何であるべきか―ケアの規範理論

1 ケアへの規範的アプローチ/2 ケアの規範科学/3「ケアの本質」/ 4 ギリガンの「ケアの倫理」/5 ギリガン以後の「ケアの倫理」論争 第3章 当事者とは誰か―ニーズと当事者主権

1 当事者とは誰か/2 ニーズの帰属する主体/3 当事者概念のインフレ /4 潜在能力アプローチ/5 一次的ニーズと派生的ニーズ/6 当事者であ ることと当事者になること/7 おわりに

本書は介護保険制度が成立しなければ書かれなかったと、上野氏は言い切っている。その理由としては、介護保険制度によって歴史上初めて「要介護高齢者」が誕生し、「介護サービス」という準市場化のサービス商品が成立し、介護を職業とする人びとが300万人以上登場し、介護サービス商品市場が年間8兆円の規模で生まれ、介護に関わる研究対象一すなわち、政策と制度、事業者と(ケア)ワーカー、利用者とその家族、現場の実践等々一が生まれたからである。どんな理論も研究も、現実のほうを後追いする。上野氏は現実の変化に伴って介護保険法施行前夜からこの分野に参入した。また、上野氏自身の加齢という個人史上の変化がこの社会市場の変化と足並みをそろえたのは、研究者としての幸運であったとも述べている。

本書は高齢者介護を主たる研究主題とするが、その際、上野氏は「ケア」という用語には上位概念を採用している。その理由は、これまで主として「育児」の意味に限定して使われてきたこの概念を育児・介護・介助・看護・配慮などの上位概念として、拡張して再定義することで、家事・育児に典型的にあらわれた「不払い労働」、のちに「再生産労働」と呼ばれるようになった分野に関わる理論がすべて利用可能になったからである。しかしそのためには、いくつかの理論的な手続きを経なければならなかった。

第一部では、まず前提となる上野氏の理論的な立場を提示している。

第1章「ケアとは何か」では、まず対象領域を確定している。ここで明らかにされたのは、ケアとは歴史構築的な概念であることである。ともすれば「他者への配慮」「世話」と無限定に拡大されがちなケアという概念―なかには「自己へのケア」という用例まである―の研究史上の用例を検討し、「育児」に限定されていた用語法が介護・看護・介助へと特徴解釈されていく過程をたどっている。さらに、日本語圏において翻訳をともなわない「ケア」用語法がいかに普及し、定着したかを検討している。その上で、上野氏がメアリ・デイリーらにしたがって本書において採用したケアの定義は以下のとおりである。ケアとは、「依存的な存在である成人または子どもの身体的かつ情緒的な要求をそれが捉われ、遂行される規範的・経済的・社会的枠組みのもとにおいて満たすことに関わる行為と関係」である。このようにケアを定義することから上野氏は、本書の理論的な立場を3つの点から明らかにしている。

第1に、ケアを複数の行為者が関わる相互行為・相互関係ととらえることである。したがってケアは何よりも社会的な研究主題となる。社会学とは行為の研究であり、行為とは何よりも社会学的行為、すなわち相互行為であり、間人格的な現象 inter personal phenomena だからである。

第2に、「依存的な存在」を第一義的なニーズの源泉とすることで当事者主権の立場を鮮明にすることである。

第3に、「他者に移転可能な行為」としてのケアを、労働としてとらえることである。ここには生存に関わる諸行為のうち、「他者によって代替不可能な生命維持活動」と「他者に移転可能な生命維持・再生産活動」との区別、「不払い労働」論にいう「家事労働の第三者基準」が当てはまる。だからこそ、ケアには、これまで蓄積されてきた「不払い労働」の理論、更にのちになって展開した「再生産労働」の理論がすべて適用可能となる。

第2章 「ケアとは何であるべきか―ケアの規範理論」では、ケア研究のうちで最も先行しているケアの倫理学を検討している。社会学といえども規範理論から自由なわけではない。それどころか、本書で提示しているケアの定義にあきらかなように、ケアが遂行される文脈には「規範的・経済的・社会的枠組

み」が関与している。しかし、上野氏はこれまでのケアの規範理論の批判的検 証から明らかになったのはその実態に反するジェンダー・バイアスであったと 述べている。

「不払い労働の理論」は、もともと「女性が家庭でおこなう家事・育児・介護等」の労働に、それまでの経済学が「ジェンダー・ブラインド」であることからスタートしたものである。次に、何よりも女性の「見えない労働」であった「ケア」が主題化されるにあって、それが脱ジェンダー化されることで、女性の関与がなかったものとされるのは、これもまたジェンダー・ブラインドであると批判されなければならないと上野氏は強調している。

ケアの倫理学に代表される規範理論に対して、上野氏が提示する立場は以下の2つである。第1は、ケアが常に「よきもの」とはかぎらない両義性をもつことを忘れてはならない。ともすれば「よきもの」とされるケアは、ケアする側にとっても、ケアされる側にとってもできれば避けたい負担、重荷、厄介ごとともとらえられることもある。第2は、ケアがケアする側とされる側との相互行為であることを前提にケアを4つの権利、すなわち(1)ケアする権利(2)ケアされる権利(3)ケアすることを強制されない権利(4)不適切なケアされることを強制されない権利、の集合からなるケアの人権アプローチである。したがって「よいケア」とは、ケアされる者とケアする者との双方の満足を含まなければならないと上野氏は結論付けている。

#### 第3章 「当事者とは誰か―ニーズと当事者主権 |

ケアの定義に複数の行為者による相互行為性を前提としているが、それと同時にこの相互行為の非対称はいくら強調しても足りないと上野氏は言っている。ケアはニーズのあるところに発生し、順番は逆ではない。ニーズは文化と歴史によって変化する社会構築的なものであり、ケアの受け手、もしくは与え手、あるいは双方が認知しない限り成立しない。そしてニーズの帰属先を当事者と呼び、そのニーズへの主体化が成り立つことを当事者主権と呼ぶ。ケアは自然現象とはちがうニーズー「必要」と訳される一が、ニーズが認知されない限りおのずから満たされることはない。ケアの受け手と与え手の関係は非対象である。なぜなら相互行為としてのケア関係からケアの与え手は、退出するこ

とができるが、ケアの受け手はそうはできないからである。この非対称な関係は容易に権力関係に転化する。うらがえしにケアに先立って存在する権力関係をケア関係に重ねることもできる。家族の支配、従属関係、ジェンダー、階級、人種など、ありとあらゆる社会的属性が、ケア関係の文脈に関与する。この中で搾取や強制、抑圧や差別が生じる。ケア関係の非対称性とはこのような社会的文脈におけるケアの抑圧性を、ケアする側・される側の双方から問題化することを要請すると上野氏は述べている。ケアの相互行為性はケアする側・される側、双方がケア関係の当事者であることを想定するが、その場合でも上野氏は、対称性において、ケアされる側が第一次的ニーズの「当事者」であることを繰り返し強調している。ケアという相互行為に関与するさまざまなアクターをすべて「当事者」とする代わりに、第一義的なニーズの帰属先とそれ以外のアクターと区別することで「当事者」インフレーションを避けることは理論的にも実践的にも必要であろうと上野氏は述べている。

第Ⅱ部は、第4章から第8章で構成されており、ケアを高齢者介護に限定して、さらに理論的考察を深めている。

#### 第Ⅱ部 「よいケア」とは何か

#### 第4章 ケアに根拠はあるか

1 なぜ高齢者をケアするのか/2 介護は再生産労働か/3 階層問題としての介護/4 家族介護とは何か―再び再生産費用の分配問題をめぐって/5 援助は正当化されるか/6 家族に介護責任はあるか/7 まとめにかえて

#### 第5章 家族介護は「自然」か

1 はじめに/2「家族介護」とは何か/3「家族介護」はいつから問題となったか/4「家族介護者」とは誰か/5「家族介護」は福祉の含み資産か/6家族介護者のストレス研究/7家族介護とジェンダー/8「家族介護」はほんとうによいか/9家族介護はのぞましいか

#### 第6章 ケアとはどんな労働か

1 ニーズとサービスの交換/2 ケアワークの概念化/3 ケアは労働か/

4 ケア労働と家事労働の比較/5 サービス商品と労働力商品/6 ケアの値段(価格)/7 ケアとはどんな商品か/8 ケアワークと感情労働/9 ケアワークはなぜ安いのか

#### 第7章 ケアされるとはどんな経験か

1 ケアされること/2 介護されるという経験/3 要介護者の誕生/4 障害者運動に学ぶ/5 高齢者運動はあるか/6 障害者運動の歴史/7 利用者満足とは何か/8 高齢者と障害者の比較/9 当事者と家族の比較/10 利用者によるサービス評価/11 認知症高齢者の経験/12 被介護経験のエキスパート/13 ケアされる側の作法と技法

#### 第8章 「よいケア」とは何か―集団ケアから個別ケアへ

1「よいケア」とは何か/2 ユニットケアとは/3 ホテルコストとは/4ユニットケアの起源/5 ハードとしてのユニットケア/6 ユニットケアの効果/7 ユニットケアの現実―実証データから/8 ユニットケアと感情労働/9 ユニットケアは「家族的」か/10 施設から住宅へ―施設の住宅化/11 新しい雑居部屋への動向/12 おわりに

第4章:ケアに根拠はあるかという問いは、著者自ら「恐ろしい問い」であると述べている。このテーマはケアを「高齢者介護」に限定したとき、「育児」には根拠があるが、「介護」に根拠はあるのかということを問うている。「育児」に限定的に用いられていたケアを上位概念として育児から介護へと拡大解釈をしたとき、「再生産労働」という概念は再定義を迫られている。著者自身を含めてケアの研究者は、日本語圏でも英語圏でもこのケアの拡大解釈を理論的検討抜きになし崩しに行ってきた。この章で著者は『家父長制と資本制』から『ケアの社会学』(本書)へと展開してきた理論的な系譜を自己批判的にたどる必要に迫られた。そこでの発見は、それまでの理論装置における国家というアクターの不在であると述べている。高齢者福祉を射程に入れるとき、再分配の制度を考察の対象にせざるを得ない。そして近代社会では、強制力のある再分配の制度は国会以外にない、「再生産」コストを再分配する制度が社会福祉であるが、何が再生産に当たるかも、また社会構築的なものである。再生産領

域に伴ってケアの拡張解釈を行ってきた研究史は著者自身をも含めて、現実の変化に追随してきたものであった。学問が現実の変化を先導するより、単に追随するに過ぎないことは学問にとって不真面目なことかもしれないが、それでも現実の変化に追随するほうがそうしないよりもずっとましなことに違いない、と述べている。

今日社会福祉国家として知られている諸国のなかでは再生産コストのうち育児コストの再分配より高齢者の扶養コストの再分配(すなわち、年金制度)の方が歴史的には先行している。それは、納税者たちは高齢者の扶養コストを「脱家族化」することに早い時期に合意したことを意味する。それを「再生産費用」とは呼んでこなかっただけである。したがって高齢者福祉が「再生産」に含まれてこなかった理由は、家族の中にあって見えないコストとなっていた「不払い労働」の主たる対象が「育児」に集中してきた歴史的現実をこれまでのケア研究が反映していたから、といってもよい。しかし、扶養ばかりでなく、介護もまた「見えない労働」、しかも核家族イデオロギーのもとでは、たとえそこにあっても「認知されない労働」であった。その労働がヨーロッパ社会においても、ようやく目に見えるようになってきた。超高齢社会の到来に伴って扶養以上に介護の負担が可視化ということもできるであろう、と述べている。文明社会は要介護期間の長期化をもたらしたからである。しかしこれについてまた、介護費用を「脱家族化」するか、どうかについては、国民的な合意が成立しなければならなかったとも述べている。

「家族介護は『自然』か」という問いかけをしている第5章では、家族介護の神話とでも言うべきものを批判的検討の対称として論述を展開している。ここで「神話」と呼ぶのは「根拠のない信念集合」の別名である。この章の検討を通じて「昔はよかった」「昔の家族には介護力があった」というノスタルチックな言説、根拠がないことを論証している。

介護問題の専門家の間では、家族介護が「神話」であることは共通の了解であり、反対に「家族介護」こそ極めて近代的な問題として登場したことを明白にしている。

「ケアとはどんな労働か」と第7章「ケアされるとはどんな経験か」とは、

相互行為としてのケアの複数の担い手のそれぞれの視点から「ケア」を分節し ている。「ケア」は論じられることが多い割りに与え手・受け手双方にとって どんな経験か、が実のところよくわかっていない。ケアは与え手にとっては サービスの提供であり、受け手にとってはニーズの充足である。したがってケ ア関係とはサービスニーズの交換といってもよい。ニーズの充足は第三者にし てもらうことはできないが、サービスの提供は第三者に代替することはできる。 この第三者基準がサービス提供が労働である根拠である。ケア関係を人格化す ることで「かけがえのない」「取替えのきかない」関係とみなし、したがって ケアを労働とみなすことを拒否する立場もあるが、著者はこれを批判的に検討 している。ケアを労働と定義することによって、他の労働と比較することがは じめて可能になる。「不払い労働」の理論の最大の理論的貢献は、「女が家庭で やっていること」を「労働」と定義することで他のあらゆる労働との協約可能 性を獲得することであった。その結果、労働としてのケアの価値を他の労働と 比較し、その交換価値、すなわち市場価格を論じることが可能になる。著者が さまざまなシュミレーションにおいていかなる計算様式を採用しても、「ケア ワークの値段|があらゆるサービス労働のうちで低い評価しか与えられないこ とを明らかにした。その検討をつうじて、「ケアワークの値段は、なぜ低いの か?」という巨大な問いが浮かび上がったと述べている。

7章の「ケアされるとはどんな経験か」は「ケアとはどんな労働か」以上に、さらに、めったに論じられることのない主題であるとも述べている。なぜなら、これまでのケア論のなかには、強いパターナリズムがはびこってきており、ケアされる側はこれまで恩恵の対象であっても権利の主体となってこなかったからである。当事者主権の立場からは、ケアされる側のニーズの充足とはどんな経験かが問われる。そこで直面するのはケアされる側の沈黙であり、ケアする側がケアされる側の声を聴いてこなかった現実であると著者は指摘している。

8章の「『よいケア』とは何か―集団ケアから個別ケアへ」は、当事者主権のケアを一層進めるものである。当事者主権の立場からは、ケアの質とはケアを受ける側からの判定でしかない。当事者主権とは何が必要かを専門家や第三

者が判定するパターナリズムに、最も対抗する立場であると著者は主張している。したがって、「よいケア」の基準は、集団ケア VS 個別ケア、施設ケア VS 在宅ケア、雑居ケア VS 個室ケアであり、総じて当事者の個別性に応じたカスタム・メイドのケアとも言えると述べている。

「個別ケア」の理念からすれば、集団ケアや施設ケアの限界は明らかであるが、逆に在宅ケアだから個室ケアだからという理由で、個別ケアが保障されるわけではない。在宅や個室はハードの条件に過ぎず、必要条件であっても、十分条件ではないと述べている。

#### 第Ⅲ部 協セクターの役割

#### 第9章 誰が介護を担うのか一介護費用負担の最適混合へ向けて

1 家族でなければ誰が/2 官/民/協/私の福祉多元社会/3 二元モデルの限界/4 三元モデルの批判的検討―福祉ミックス論の系譜/5 もうひとつの三次元モデルー比較福祉レジーム論/6 ケアの脱家族化と脱商品化/7 官/民/協/私の四元モデルの採用/8 ケアの社会化と協セクターの役割

#### 第10章 市民事業体と参加型福祉

1 はじめに/2 参加福祉/3「市民」か「住民」か/4 地域とは/5 有 償ボランティア/6 介護保険と NPO/7 NPO の優位性/8 NPO 批判/ 9 福祉経営/10 おわりに

#### 第11章 生協福祉

1 生協福祉とワーカーズ・コレクティブ/2 介護保険と生協の福祉事業/3 生協福祉への期待と自負/4 ワーカーズ・コレクティブ成立の背景/5 生協福祉の三類型/6 ワーカーズ・コレクティブの前史/7 ワーカーズ・コレクテイブの成長/8 介護保険前夜のワーカーズ・コレクティブ

#### 第12章 グリーンコープの福祉ワーカーズ・コレクティブ

1 はじめに/2 アクション・リサーチという方法/3 ワーカーズ・コレクティブの担い手たち/4 ワーカーズ・コレクティブの参加動機/5 ワーカーズ・コレクティブの労働と報酬/6 ワーカーズ・コレクティブの利用

者と利用料金/7 ワーカーズ・コレクティブの経営コスト/8 経営コストと時間費用/9 経営コスト比較/10 ワーカーズ・コレクティブのサービスの質/11 ワーカーズ・コレクティブの操業支援システム/12 介護保険以後の生協福祉事業の展開/13 「プライドの値段」

#### 第13章 生協のジェンダー編成

1 はじめに/2 生協のジェンダー意識/3 生協の「男女共同参画」/4 活動と労働の二重構造/5 生協組織の歴史——二重構造から三重構造へ/6 配送は「男の仕事」/7 パート労働の導入/8 生協版フレックス労働化/9 ワーカーズ・コレクティブの成立/10 労働のフレックス化と組織再編/11 ふたたび生協とフェミニズムをめぐって

#### 第14章 協セクターにおける先進ケアの実践

1 NPO が支える小規模多機能型居宅介護/2 介護保険「改正」における小規模多機能型居宅介護事業/3 協セクターにおける社会福祉法人の位置/4 富山型小規模多機能共生型デイサービスの展開/5 「このゆびとーまれ」の施設概要と歴史/6 創業資金/7 小規模多機能共生型のケア実践/8 共生型の効果/9 利用者と家族/10 ワーカーとボランティア/11 「家族的な介護」とは何か/12 福祉経営から見た「富山型」

#### 第15章 官セクターの成功と挫折

1 官セクターと協セクターの境界領域/2「日本一の福祉」をめざした 町/3「ケアタウンたかのす」の背景と概要/4「ケアタウンたかのす」の ケア実践――ソフト 面/6「ケアタウンたかのす」の利用者/7「ケアタウンたかのす」のワーカー/8「ケアタウンたかのす」のケアの質を可能にした条件/9 業務改善委員会報告/10 鷹巣の挫折の検証/11 ネオリベ改革に翻弄された鷹巣福祉/12 鷹巣の挫折から何を学ぶか

#### 第16章 協セクターの優位性

1 協セクターの競争優位/2 労働条件と人員配置/3「生協らしい」福祉とは/4「生協らしさ」とワーカーズ・コレクティブ/5 労働の自己決定の逆説的効果/6 地域特性/7 おわり

第Ⅲ部では、上記のとおりの章・節で構成されており、主たる内容としては、介護保険制度下の実践について論じられている。その前提になるのが、ケアサービスの提供を誰が担うのかという「不払い労働」論では、「再生産費用の分配問題」として知られる問いについて緻密な実態調査に基づいて検証されている。第9章「誰が介護を担うのか−介護費用負担の最適混合へ向けて」というタイトルの下では、ペストフ、サラモン、京極、エスピン−アンデルセンらの先行研究を批判的に検討したうえで、上野氏独自に、官/民/協/私の四次元図式を提示している。この四元図式は、国家/市場/市民社会/家族のセクターを、上野が使用している用語で言い換えたものである。前述の先行論者のうち、ベストフ、サラモン、京極らは国家/市場/市民社会という用語で使用して三元図式で、エスピン−アンデルセンは国家/市場/家族という用語で三元図式を提示しているが、上野氏は、これらの三元図式は双方ともに限界をもっていると判断している。

上野氏は三元図式の限界があると判断した根拠を次のように、省察している。これまで(社会)福祉は「補完主義の原理」で成り立ってきたが、その際、「市場の失敗」を補完するのが国家であり、その「国家の失敗」を補完するのが「市民社会」であると考えられてきた。「家族の失敗」はこれらより先に前提とされていたが、そこでいう「家族の失敗」とは、「失敗した家族」すなわち死別や離婚で家族から見放された人びとだけを指していた。それ故に(社会)福祉の対象は、孤老やシングルマザーなどに限定されてきたのである。逆に家族が揃っていさえすれば問題はないと見なされてきたのが、家族依存の「保守主義的福祉レジーム」であるが。しかしその家族がとっくに空洞化していることを、2010年に盛んにメディアを賑わした"「消えた高齢者」事件"は明白に証拠付けた。近代家族論が明らかにしたのは、"まともに(普通に)見える家族"そのものがケアという重荷を負った「積みすぎた方舟」であったということである。歴史的に見れば「家族の失敗」は織り込み済みであったにもかかわらず、ただ政府と研究者がそれを認めなかっただけであると、上野氏は断言している。

「家族の失敗」「市場の失敗」「国家の失敗」が示すものは、いかなるセク

ターにも限界があるということである。NPO 論者が強調する「市民社会」セクターにも限界がある。NPO セクターだけで、他の3つのセクターの失敗をすべて補完することは到底無理であろう。したがってそれぞれのセクターが相互に補完し合ってその役割を果たす必要があるという考え方が(社会)福祉国家論にとって代わるようになった、「(社会)福祉多元社会論」である。(社会)福祉のアクターは「国家」だけではない、ということを意味している。

上野氏は自己の見解の正当性を裏付けするかのように、カールポランの経済(財とサービスの生産と分配のシステム)の定義にしたがって次のように要約的に述べている。家族、市場、国家、市民社会セクターはそれぞれ、贈与、交換、再分配、互酬性の領域に対応する。歴史上いずれの社会においても、この4種類の経済が同時にしなかったことはなく、単にその間の配分が違うだけだとするなら、この4つの領域のうち、どれかがどれかにとって代わるのではなく、それらの間の「最適混合」が問題となる。例えば「介護の社会化」がいかに行われようと、家族の役割はなくなることはない。最後にわたる生活歴にもとずく家族との「ケアの絆」(フィネマン)は、ケア関係においても代替不可能な役割を果たすであろう。同じように、国家も市場も、それぞれに代替不可能な役割を果たす必要がある。(社会)福祉多元社会においても、唯一法的な強制力を持つ再分配制度としての国家は、(社会)福祉の基盤整備の制度的な条件を整える責任を担っている。

さらに上野氏は、次のように述べている。回顧的にいえば、近代とは家族、市場、国家の3点セットが席捲し、その万能性が疑われなかった時代である。 21世紀とは、この家族、市場、国家の"近代トリオ"がその限界をあらわした時代だと呼ぶことができるであろう。

そのなかに登場した第4のアクター、市民社会こと「協(同)セクター」に多くの人びとは期待をつないでいる。上野氏も例外ではないといっている。その理由として、家族、市場、国家の近代トリオが目の敵にして解体しようとしたものがコミュニティだったからであり、「市民社会」と呼ばれる領域はこれまで常に、この"近代トリオ"の「残余部分」でしかなかったからである。そしてこの「残余部分」から、従来と異なる"新たな共同性"が生まれつつある。

上野氏はこれを"旧来の「共同体の復権」"とは考えないと、きっぱりと言い切っている。それは近代を一巡した後で、「家族の失敗」「市場の失敗」「国家の失敗」が身に沁みた人びとによって担われた"新しい共同性"、"自助"でもなく、"公助"でもない、"共助"のしくみだからである。

この"共助" = "協セクター"もまた歴史的な産物である。サラモンが"非営利セクター"とした対象は、彼の定義によってはじめて概念化された領域である。しかしそれはそこになかったことではない。名づけられることによってはじめて可視化されたけれども、そこにあって無視できない領域として成長してきた活動であり、気がついたときにはアメリカのGDPの1割近くを占めるに至っていた。

同じようにわが国でも協(非営利協同とも呼ぶ:評者自身は個人的にはこちらを使用している)セクターは急速に成長してきた。それが無視できない存在となってからはじめて権者は主題としてとりあげるようになった。わが国における協セクターの追い風になったのは、1998年に成立した「特定非営利活動(NPO)法」と介護保険法である。前者はそれ以前には存在しなかった NPOという事業体をつくりだし、後者はそれが成り立つための基盤を提供した。それ以降、わが国において、NPOが、とりわけ福祉分野における介護系 NPOが、雨後の筍のごとく簇生に至ったことは周知の通りである。

上野氏は以下の理由から、とりわけ生活協同組合系の(社会)福祉事業に強い関心をもった。ひとつは生活協同組合系の事業は NPO 法が成立する前から "共助の理念"に基づいた(社会)福祉サービスの担い手たちは、そのほとんどが家事・育児経験の中高年の既婚女性たちであり、彼女たちが家庭でやってきた「不払い労働」が外に出てやれば「支払労働」になるという歴史的変化をひきおこす条件を、介護保険法が整備したからであると解釈している。

第10章「市民事業体と参加型福祉」から第11章「生協福祉」、第12章「グリーンコープの福祉ワーカーズ・コレクテイブ活動」までの章では、介護保険制度施行前夜から施行後にかけての生活協同組合の(社会)福祉事業の変貌を、九州・福岡市に拠点をおくグリーンコープ連合の福祉ワーカーズ・コレクテイブの活動を事例として、実証研究したものである。

介護保険制度は確かに「協(同)セクター」の事業体に、有償ボランティアにすぎなかった共助け活動を、経済活動として事業化する千載一遇のチャンスを与えた。しかし、同時に生活協同組合の経営戦略のうえでの重要なステップとなった。さらにこの章では「福祉経営」の概念を提唱している。どんな事業にも運動にも「経営」は不可欠である。しかし、「協(同)セクター」の経営は、営利事業の経営と同じであってよいのであろうか。(社会)福祉事業の目的は福祉の達成であって、営利の追求ではないはずである。"相互行為としてのケア"の定義に立ち返れば、「(社会)福祉経営」とは、たんなる顧客満足や効率の追求ではなく、「ケアする側とケアされる側との双方の利益が最大化するような経営を目指さなければならないはずである。なぜなら、「よいケア」とは相互の満足のもとではじめて成立する関係だからであり、またケアする側の不満は必ず非対称な弱者としてケアされる側にしわよせされるからである。

上野氏は先行研究に基づき、本書においては、「(社会)福祉経営」の条件について次のように整理している。「(社会)福祉経営」とは(1)ケアの受け手と与え手双方の利益が最大化するような、(2)持続可能な事業の、(3)ソフトとハードの両面にわたる経営管理のあり方であり、それに加えて(4)市民の合意と資源の調整能力と、(5)社会的設計の提案と実践能力を伴うものとする。事実、多くの協(同)セクターの先進事例は、以上の(1)~(5)の条件にかなう(社会)福祉を達成しており、あまつさえその成功例では、納税団体として利益まで計上しているのである。

第14章「協(同)セクターにおける先進ケアの実践―小規模多機能型居宅介護の事例」では、生活協同組合以外の他のNPOの(社会)福祉事業の実践事例をとりあげている。なかでも小規模多機能型居宅介護と呼ばれるユニークな実践のうち、その先進事例として富山市内の「このゆびとーまれ」という事業所を研究対象としている。1993年にこの事業所が開設するまでは、この世に存在しなかった(社会)福祉サービスである。介護保険制度もそのころは影も形もなかった時期である。上野氏が「小規模多機能型」をとりあげた理由は、それが「在宅支援」を含む「個別ケア」の理念にもっとも近い通所事業だからである。まったく前例のない事業に乗り出したパイオニアたちが、その種蒔き

をし、ついには 2006 年に厚生労働省指定のモデル事業とまでなった。しかし 行政が関与してモデル事業化された「小規模多機能型」とは、協(同)セクター のパイオニアたちがつくりだしたものとは似て非なるものであった。評者もこ のことについては、別の拙稿で述べている。

第 15 章では、協(同) セクターとの対照事例として「官セクターの成功と挫 折―秋田県旧鷹巣の場合 | をとりあげている。中央政府であれ地方政府であれ、 有権者の負担の合意さえ得られれば、理想に近い福祉コミュニティをつくるこ とは可能である。いったんはその合意の調達に成功し、「日本一の福祉の町」を つくりだしたと見えた秋田県旧鷹巣町の「栄光」は、長くは続かなかった。高 水準の福祉を維持するための住民負担をめぐって反対派のキャンペーンが功を 奏し、合意は覆り、「鷹巣福祉」は瓦解した。「鷹巣福祉」はなぜいったんは成 功したのか。なぜ同じ有権者たちによって、その「鷹巣福祉」はなぜ挫折した のか。上野氏は、研究者はこの両方の問いに同時に答えなくてはならないと言 う。しかし、この「鷹巣福祉」をめぐってはさまざまな先行研究はあるが、こ の二つの問いに同時に答えているものは少ないと言う。上野氏の答え―分析 は、次の通りである。「鷹巣福祉」問題の背景には、1990年代から 2000年代 にかけて地方分権改革、市町村合併の大波、そして受益者負担を原則とする福 祉のネオリベ改革―応能負担の介護保険制度はその一環であった―など、地方 自治体の裁量の範囲を超える政治環境の激変があった。しかし、それだけでは なく、「官セクター」への過度の依存を指摘しなければならない。善政であれ、 悪政であれ、「官」は「官」に違いない。「協(同)」セクターの成功事例と比べ れば、「官」と「協(同)」の違いは際立つ。「協(同)」セクターの事業の担い手 たちは、制度の変更や政権交代に振り回されない事業のあり方を模索してきた。 そしてそれは現場のニーズに密着しているからこそ、可能なのである。

第16章「協(同)セクターの優位性」では、上野氏は、第Ⅲ部の議論をまとめて、官/民/協(同)/私の4つのセクターのうち、今日ではまだ大きなシェアを占めているわけではないが、今後成長が期待される「協(同)セクター」について、なぜそれが他の3つのセクターに比べて競争優位にあるかを先行研究の検討に基づいて、次のように結論づけている。「小規模多機能型」に限らず、

NPO の事業には、「先進的」と呼ばれる事例が多い。しかもその多くを女性が担っている NPO の事業は本書の立場である当事者主権に最も近い理念を持っており、事実、上野氏らによる調査によれば利用者の満足度は高い。また先進事例として知られる事例は介護保険制度以前から事業を継続してきた例が多く、介護保険制度施行前後の移行期間を軟着陸したものである。上野氏の見解によれば、介護保険制度は彼女たちの事業に、安定した経営基盤を与えたという。

上野氏はNPOの事業が"先進的"である理由は、ボランティア活動の三条件、(1) 自発性、(2) 無償性、(3) 先進性を満たしているからである。NPOの場合は、条件(2) の無償性は「非営利性」と読み替えられると、述べている。上野氏がNPOを含む"協(同)セクター"に期待するのは、"当事者ニーズ"に最も近い位置にいて"先進的な事業モデル"を創造する役割を果たしてきたからである。上野氏はそうした事業が採算ベースに乗ることが証明されれば、もっと大きな資金力を持った"営利法人"がそれに追随して事業に参入するであろう。"非営利法人"が、営利法人に追いつかれた時には、"協(同)セクター"はもう一歩先に行っていなければならない。その意味では、"先進性"とは、"協(同)セクター"の強みでもあり、課題でもある。"協(同)セクター"とは"市場"との一歩違いの競争に、常に勝ち続けていなければならない宿命の下に置かれているとも指摘している。

上野氏は、次のような自問自答をしている。同じ介護保険制度の下にあってなぜ特定の事業体は"先進的"という評価を獲得し、他の事業体はそうではないのか。同じ"準市場の下で出来高払い制というイコール、フッテイングの競争の下に置かれながら、「よいケア」と"そうでないケア"の間に、なぜこれだけの落差が生まれるのか。「先進事例」が"協(同)セクター"に多く見られることは事実だが、そうした"協(同)セクター"の成功事例には、次のようない幾つかの共通点が見られる。(1) 理念と志の高い経営者が、(2) モラルと能力の高い(ケア)ワーカーを、(3) 低賃金で調達できる、という条件である。上野氏はここでは「高い理念」と経営者の「献身」は(ケア)ワーカーの低い労働条件への不満を抑制する効果を持っていると換言してもよい。場合によっ

ては利用者サービスの向上を前提に、労働条件の切り下げにみずから合意する (ケア) ワーカーすらいる。この成功を「奇跡」と上野氏が呼んだのは、「社会 科学的でない」(福祉社会学者の副田義也氏から言われたことば)と指摘を受けたが、その通りであろう。しかし、この「奇跡」のなかにこそ、"協(同)セクター"の"危うさ"と"希望"の両方がふくまれていると、上野氏は主張している。

#### 第Ⅳ部 ケアの未来

第17章 ふたたびケア労働をめぐって――グローバリゼーションとケア

1 ケアの人材崩壊/2 ケアワーカーの賃金はなぜ安いか/3 労働とサービスの商品化・非商品化/4 労働と労働力/5 不完全に商品化された労働力/6 グローバリゼーションとケアワーカー/7 グローバリゼーションのインパクト/8 再生産領域のグローバリ化とケア労働の国際移転/9 ふたたび「ケアの値段」をめぐって

#### 第18章 次世代福祉社会の構想

1「市場の失敗」「家族の失敗」「国家の失敗」/2 福祉多元社会の責任 と負担の分担/3 連帯と再分配/4 ニーズ中心の福祉社会へ――「社会 サービス法」の構想/5 老・障・幼の統合へ/6 誰と連帯するのか/7 当 事者運動へ向けて

最後の第IV部「ケアの未来」は、第 17 章と第 18 章で構成されている。ここでは、ケア(介護/介助)の近未来について検討している。ここで繰り返し問われるべき問は、「ケアワーカーの値段はなぜ安いか」という問いである。第 16 章で述べている「奇跡」もこの問いに関わっている。ケア(介護/介助)という、この社会的には重要でありながら報われることの少ない労働に、いったいいかなる人びとが動員されているのか。そしてこれからますますケア(介護/介助)労働力が逼迫すると予想される将来に、いかなる人びとが動員されるのだろうかと、上野氏は自問自答している。

第17章「ふたたびケア労働をめぐって一グローバリゼーションとケア」は、

前述の問いに応えたものである。

ケアワークの供給が切迫するという危機感は、「現在の労働条件が変わらな いかぎり」という前提を与件として論述を展開すると、上野氏は言っている。 労働市場もまた受給バランスによる価格メカニズムに従うとすれば、供給を誘 導するには価格を上げればよいのは見やすい道理である。ケア(介護/介助) に関わる職種のうち、医師は"3K"職場と言われながらも志望者は絶えない。 負担と責任が重くても、それに見合う高い社会的地位と報酬が伴うからである。 他方、看護師と介護(福祉)士は、「つくられた労働力不足」というべきであ ると、上野氏は指摘している。介護(福祉)士に関して言えば、介護福祉士有 資格者のうち活性化率は約 50% にすぎない。介護支援専門員ことケアマネー ジャーも、その資格取得のハードルが高いにもかかわらず、実際の有職率は約 半分と言われている。介護福祉士も介護支援専門員も介護保険制度施行以前に は存在しなかった職種である。介護保険制度施行の初期には絶対数の不足が言 われ、多くの就職志願者が殺到した。養成施設も各地に設立され、時ならぬ専 門学校ブームが起きた。それにもかかわらずその養成ブームはほどなく鎮静 し、全国各地の養成校(特に専門学校)は、軒並みに定員割れや養成コースの 定員減・廃止、単科の養成校は募集停止、やがて廃校に追い込まれてきている。 上野氏は、メディアが「介護崩壊」のキャンペーンを張り、介護労働者の労働 条件の劣悪さや将来展望のなさについて訴えたからである。介護現場の経営者 たちは、メディアのネガティブな効果を責めるが、もちろんメディアのキャン ペーンには事実に基づく根拠があった。

そこに参入してきたのが外国人ケアワーカーである。"協(同)セクター"における介護労働の「価格破壊」を批判的に論じることができるのは、労働市場が国内で閉じている間だけであることを、上野氏は早い時期から指摘してきた。福祉先進国である諸外国を見れば、それは火を見るより明らかだ。福祉先進諸国の高い介護水準が低賃金の移民労働力によって支えられていることを、否定できる人はいないであろう。

現状のままの低い労働条件が続く限り、介護 (ケア/介助) の労働不足が起きる。それなら条件を変えないまま、その労働条件に合意してくれる労働者を

よそから調達すればよい―グローバライゼーションとは、労働力の移動をます ます容易にする世界史的な変化のことであったと上野氏は解釈している。諸外 国の例を見れば、「労働鎖国」の日本が例外に見えるとも述べている。

2009 年度からスタートした EPA 協定の下におけるインドネシア人およびフィリピン人看護師・介護(福祉)士の導入が、日本における「労働開国」の一歩になるかどうかは、まだ予断を許さない。なぜなら EPA 協定の下の政策意図が日本国内に介護・看護労働力不足に応えることを目的としていないからであり、また年間 500 人規模の外国人の導入は介護・看護労働市場の全体の規模から見れば焼け石に水だからである。日本政府も経済団体も、本格的な「労働開国」へ向けて舵を切ったとは到底言えないと、上野氏は述べている。

しかし、上野氏は次のようにも述べている。マクロ的に見れば、日本もまた グローバルなケア・チェーンの一環を占めることになるのは不可避であろう。日本の高齢者のケアを発展途上国のケアワーカーが担う。出身国では中産階級 に属する移民労働者が祖国に家族を残してきた家族のケア (介護/介助)を、さらに低階層の家事労働者が担う。地方や農村出身の家事使用人の故郷の家庭のケアを、さらに低階層の家事労働者が担う。地方や農村出身の家事使用人の故郷の家庭では、祖父母が孫の世話をする。その孫たちが外へ出て行けば、高齢化した祖父母のケアを担う者はだれもいない。先進国の高齢者の手厚いケアが移民労働で担われる一方で、グローバル・ケア・チェーンの末端では、ケアの崩壊が起きる。

なぜならば、ケアワークの値段が安いから。ケアワークの値段を誰も上げようとしないから。そしてそれはなぜなのだろうと、上野氏は私たち関係者や日本国民すべてに問いかけている。

このことに関係して何度も繰り返し問わなければならない問いがあると、上野氏は強調している。今から 20 年以上前、1990 年の春の上野氏の本書の片方の車輪の役割を果たしている『家父長制と資本制』の最後の三行に上野氏は「なぜ人間の生命を生み育て、その死をみとるという労働(再生産労働)が、その他のすべての労働の下位におかれるのか…(省略)…この問いが解かれるまでは、フェミニズムの課題は永遠に残るのだろう。」

終章の第18章「おわりに-希望はある」では、「次世代福祉社会の構想」について、これまでの17章と比べると、簡略化して述べている。希望がないわけではない。処方箋だってないとは言えない。制度設計も政策提言もすでに幾つも出ている。その気になればアクション・プランだってある。あとは合意形成と実践あるのみ、なのだ。本当はと、上野氏は自信たっぷりな言葉で締めくくっている。

#### IV

#### <論評>

以上の通り本文が500ページ近い大書は、4部構成となっている。それらは 初版への序文からはじまり、全体では延べ18章に分けて論旨を展開させてい る。さらに各章は平均して10節くらいずつで構成されている。

さらに引用・参考文献が3段組みで、約16ページにわたってきちんと整理されているのも圧巻である。

これらの目次構成のなかに組み込まれている膨大な項目、しかもそれらの項目一つ一つに深い思想や明確な概念規定が加えられている。この点から捉えただけでも、さすが社会学の大家の円塾期にある上野千鶴子氏の過去10年余りにわたる介護保険制度施行下のケアに関する理論的・経験的研究の成果のまとめであるなと、評者をうならせてくれた。

特別に意識することもなく社会福祉や介護福祉関係者の大半がごく当たり前にしゃべったり、書いたりしている平易なことばも上野氏から問いかけられると、改めて自問自答させられてしまい、つまるところまともな解答もできないことが大半を占めることを自覚させられ、いかに実践や研究に携わっている社会福祉関係者の大多数が物事を深く考えるための思想や歴史観、明確な概念を持っていないかということを評者は痛感させられた。

一方社会福祉関係者が当然のことだと思い、考えている思想や価値観を論理 的・実証的に打ち砕かれてしまうことが、本書の全体を通してあちらこちらに 数多く点在している。

さて、本書は莫大なボリュウムであり、多様な内容を含んでいるが、あえて

評者が判断した本書の内容の中核的なポイントを二つに絞って述べることにする。

まず、はじめに著者の上野氏は超少子高齢社会(人口減少社会)における共助の思想と実践とについてどのように考えているかという点である。

私たち日本人は人類史上はじめて体験することになると予想されている社会の高齢化が、進んできている(すでに全国の市町村のなかには「超少子高齢社会」をもろに経験している地域・まち・むらが存在している)。その理由をひとことで言うならば、人が簡単に死ななくなったからである。そのことによって過去においてはありえなかった人口構成・社会構成が、出現してきている。

また 2000 年 4 月 1 日から実施された介護保険制度によって、これまで家庭 内の「不払い労働」だった「ケア/介護・介助」が、家庭外の「支払い労働」 へと拡大している。わが国においては「介護は家族が担うのが当然だ」という 規範が依然として根強い。しかし、果たして家族介護(ケア/介助)は"自然" の行為と言えるのか。それを無条件で"苦しいもの"とみなしていいのか。上 野氏は、家族介護(ケア/介助)は神話であり解体する必要があると論じてい る。そして、ケア(介護/介助)は、「愛の行為」ではなく、「労働」と捉える べきことを強調している。ケア(介護/介助)を「有償の労働」と捉えるべき であることを強調している。ケア(介護/介助)を「有償のボランテイア」と みなす時、「無償の愛だからこそ価値がある」という反論が常になされる。愛 に基づく行為は行為には、感謝や生きがいといった貨幣に還元できない報酬が 与えられており、そのような価値の獲得によって報われるというのだ。上野氏 はこの議論の背景には、ジェンダーと階級のバイアスが潜んでいると指摘して いる。そしてこのバイアスこそ、ケア(介護/介助)労働が全ての労働の下位 に置かれ「支払労働」になっても、安い賃金しか支払われない要因となってい ると言う。

ケア (介護/介助) は女であれば誰でもできる「非熟練労働」とみなされ、 供給源が無尽蔵だと捉えられる。上野氏は、ケア (介護/介助) を母性的な女 性の仕事と考える前提は勝手な思い込みであり、ジェンダー要因を崩さない限 り、「タダのサービスになぜ高い報酬を支払わないといけないのだ」という見 解は一向に消えないと指摘する。

さらに、問題は女性の側にも存在する。中産階級の主婦で有償・無償のケア (介護/介助) ボランテイアに従事する人は、「家政婦扱いされたくない」という差別的プライドから、低賃金ケアワーカー(介護/介助従事者)と自分を区別しようとする傾向がある。その意識から「自らのサービスの値段を進んで切り下げ」、結果的に「低賃金のパート労働に出ざるを得ない人びとを排除」してしまうことになる。上野氏は、ケア(介護/介助)労働の賃金が安いのは、「わずかの価格差で『崇高な奉仕』という正当化をあがなうための"イデオロギー価格"なのだと命名している。ここに女性の階級問題を発見することができる。そして上野氏は、新しい時代の介護(ケア/介助)事業の担い手として、「協(同)セクター」の存在に注目する。本書のなかでも、「自助」でもなく、「公助」でもない、「共助のしくみ」が追究され、フイールド・ワークに基づく具体的な事例が紹介されている。

今後ますます重要性を増してくる「ケア/介護・介助」の問題は、これまで社会福祉や介護福祉の分野・領域の実践者も教育・研究関係者たちも十分に冷静な論議が行われてきたとはいえないと言っても過言ではないであろう。介護・介助労働者が不足し、その複雑で重層的なニーズが増す一方で、彼/彼女らの労働環境は、現在も依然として低い水準が維持され続けている。2012年4月から介護報酬を改定するための検討が社会保障審議会の介護報酬検討部会で審議されているが、評者が一般新聞や専門新聞・いろいろな一般誌や専門誌が報じている内容をもとにして単純計算をした結果からは、上がる可能性はなく、むしろ下がることの方の可能性が濃厚である。

さらに「ケア/介護・介助」は、要介護高齢者のみならず、家族の心情や道 徳意識に強く働きかけるヒューマンサービス領域であるが故に、主婦などの無 償の奉仕労働として扱われがちである。派遣職員や非正規雇用職員などの問題 に批判的検討を加えている。

上野氏は本書においてとりあげているもう一つの中核的な課題は、これまでもっぱら「ケアする側」の立場から語られてきたことの問題を「ケアされる側」の立場から捉え返し、「ケア/介護・介助」」現場における「当事者主権」

とは何かを明らかにしようと、強く意識している。それは、「当事者主権の福祉社会へ」と本書のサブ・テーマに表記していることからも明らかにみてとれる。

『家父長制と資本制ーマルクス主義フェミニズムの地平』(= "解放のための理論"書)のなかで切り開かれた家事労働論・再生産論を土台に据えて、さらに先へと押し進めた。上野社会学の集大成(2冊が出揃ったことによって車の両輪が整った)にして新地平を理論的、実証的に今後の歩むべき道を切り拓いたと言えよう。

上野千鶴子氏が、若き日の代表作『家父長制と資本制』(初版本:1990年10月、岩波書店)を世に出してから21年(本書の内容に関して精緻な理論に裏打ちされ、実証的研究<膨大なフィールドワーク>に費やしたのはここ10年間である)、この間、常に議論をリニューアルし、問いを発展させ続けてきた狂人的な持久力は圧巻だという以外に言いようがない。彼女自身の生き方、社会的弱者に配慮する社会実現への希望と衰えを知らないアカデミックな探究心とを合致させ(知行合一)、常に第一線でその理論と実践を徹底的に追及し続けてきた集大成の成果には圧倒された。

理論的、実証的研究の成果で約500ページ、しかもやや小さい文字でぎっしりと埋め尽くされている本書を、ケア(介護/介助)に関心のある方々は、とりわけ「介護する側の方々」も「介護される方々」双方の方々に、是非とも読んで下さいとお薦めします。最初からすべて読み通そうと思うと、途中で挫折されるのではないかと心配いたします。例外の方は別にして、まず一般の方は目次全体に目を通して、興味、関心、問題意識のあるところから少しずつページ数を増やして読まれることをお勧めします。「介護する側の人びと」とりわけチームケアのリーダーの方々には疲れた眼を擦りながらでも、是非とも読み通していただきたい。

上野氏は、本書の冒頭の初版への序文、ケア―共助の思想と実践のなかでわが国の介護保険制度と社会福祉系専門職集団の職業倫理に対しての過剰なまでの評価と期待を述べられていることに対して、評者はいささかな不安と疑問をぬぐい去ることはできない。さらに終章(第18章)では、次世代福祉社会の

構想を論じており、「希望がないわけではない、処方箋だってないとはいえない。制度設計も政策提言も、すでにいくつも出ている。その気になればアクション・プランだってある。あとは、合意形成と実践あるのみ、なのだ、本当は。」と上野氏は述べているが、評者にとって合意形成と実践がそんなにたやすいものであるとは思えない。現行の介護保険法による基本的な枠組みの中で、関係各位の合意形成と実践が行われ、双方にとって満足した結果が得られるのかはいささか疑問を強く感じ得ない。現行の介護保険法を大幅に改正しない限り、上野氏の想像しているような当事者主権の福祉社会を実現することは大変困難だと評者は感じている。"保険制度システム"には限界があるということをきちんと認識することが必要である。

最後に、いずれにしろ上野氏が本文のなかで述べている「『依存的存在』を めぐるありとあらゆる社会的な課題は、高齢者だけではなく、女性、子ども、 障害者、病者などを横断してケアの課題のもとに合流しようとしている。ケア の思想と実践とは、超高齢社会を生きるすべての人々にとって必須の課題なの である。」という提言を評者の肝に銘じて社会福祉学の視座から研鑽していき たいと強く思っている。

#### <付記>

◇社会学者の上野千鶴子さんへ 2011 年度朝日賞の授与が決まる!! ◇

本稿の校正期間中の2012年1月1日の「朝日新聞 朝刊(1面と13面)」に2011年度の朝日賞受賞者に5氏が決定した旨の記事が掲載された。そのなかのひとりに、本稿で取り上げた『ケアの社会学-当事者主権の福祉社会へ』の著者である上野千鶴子氏が社会学者としての基本的視座から、女性学・フェミニズムとケア問題の研究と実践において大変すぐれた業績を上げられたので受賞者のひとりに選ばれた。

選考委員会の評価は「挑発的とも言える問題提起と切れ味鋭く鮮やかな論理、1980年代から女性学はフェミニズムという運動の理論的武器でもあります」主書『家父長制と資本制』(90年)では、女性差別が「心がけの問題」ではなく、経済的な構造に基礎づけられていることを明らかにした。ただこの

10年は「バックフラッシュ(反動)に苦しんだ。」「ジェンダー研究や性教育への批判が高まるフェミニズムというだけで男をたたく思想と短絡的に受け取られた。」最近では、講演などで20~30代からの反応がよく、再び若い層から関心が高まっているとも感じている。「してきた仕事を手渡したい。でもそれを受け取りたいと思う人がいなければ片思いであるから、後進の育成にも力を注ぐ。4月から立命館大学特別招聘教授として大学院生を指導する。」

「自身の研究生活も続く。高齢者問題に射程を広げ、『おひとりさまの老後』はベストセラーに。昨年はこの10年の研究と実践を『ケアの社会学』にまとめた。「これまでの自分の経験を言語化してきたから、経験が変わると主題も変わります。次は『おひとりさまの最後』にシフトしていくかもしれませんよ」 (聞き手:樋口大二)

西南学院大学人間科学部社会福祉学科